

地域福祉の時代に求められる民生委員・ 児童委員活動 - 活動強化方策(抄) -

全国民生委員児童委員連合会

社会福祉の展望と 民生委員・児童委員活動

1 この10年間の民生委
員・児童委員活動

2 社会福祉の変化と
今後の課題

(略)

1 この十年間の社会福祉を
めぐる状況

日本の人口構造は少子・高齢化の様相が一段と明確になりました。平成9年1月の国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によれば、合計特殊出生率が平成7年には1・42と史上最低の値を示す一方、高齢化は着実に進み、平成37年には中位推計で総人口の27・4%以上が65歳以上という高齢社会となることが予測されています。また、

平成6年度での高齢化率は市区町村間の格差が大きく、財長寿社会開発センターの平成7年版老人保健福祉マップ数値表によれば最大で47・5%、最小で5・5%となっています。本格的な少子・高齢社会への移行は、日本の社会保障制度の根幹に関わる課題となっています。

2 在宅福祉施策の充実と地域における福祉活動の発展

この十年間にわが国の社会福祉は、福祉需要の多様化に対応した在宅福祉施策の展開に力点が置かれ、住民に身近な市町村による各種サービスの提供などが充実されてきています。

ことに、平成2年6月の福祉関係八法の改正では、在宅福祉サービスが法的に位置づけられるとともに、施設サービスと在宅サービスが市町村において一元的・計画的に提供される体制が築かれました。

高齢者保健福祉の計画的な推進のための「ゴールドプラン」（平成元年12月）と「新ゴールドプラン」（平成6年12月）、児童福祉分野での「エンゼルプラン」（平成6年12月）及び障害児・者福祉分野での「障害者プラン」（平成7年12月）が策定され、計画的な社会福祉の進展が図られることとなりました。

○ こうした在宅福祉施策の進展に伴い、その拠点として、デイサー

3 今後の福祉課題

ビスセンター、在宅介護支援センター等が計画的に設置されています。さらに、これまでの公的福祉サービスに加え、地域において社会福祉協議会やボランティアグループによる福祉活動が活発に展開されるようになりました。

今日、誰もが住み慣れた地域社会において必要な福祉サービスを受けられることや、地域住民やボランティアグループによる福祉活動の促進を図ることなど、地域福祉の充実が課題となっています。

このような問題意識のもとで、公的福祉施策の充実はもちろんのこと、民間による福祉活動も拡大し、地域社会において必要な福祉サービスの提供を行っていくことをめざした活動が、さまざまな個人・団体によってすすめられています。

民生委員・児童委員としては、在宅で生活している高齢者や障害者が適切な福祉サービスを受けられるよう取り組んでいたり、地域社会の中で自ら、住民に対する

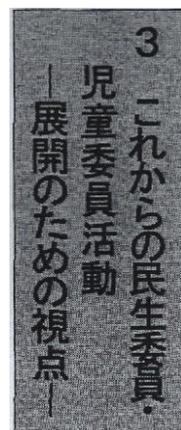
支援活動を実践していかなければなりません。

高齢化の進展により、高齢者の介護が大きな課題となっており、公的な介護システムの構築をめざした介護保険法案が国会に提出されています。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯が増加している中で、高齢者などが住み慣れた地域社会で生活していけるよう支援していくことがますます重要になっています。

民生委員・児童委員にとっては、このような課題に対応して、まず、地域の要介護の高齢者の実態を十分に把握した上で、友愛訪問や安否確認活動をさらに充実していくことが重要です。

少子化の進行、家族や地域の子育て機能の低下、児童虐待の増加、不登校、いじめの深刻化など児童や家庭を取り巻く問題が増加しています。こうした問題に対して、児童委員は主任児童委員とともに、学校、児童相談所、社会福祉協議会などの地域の諸機関・団体等と協働して、「心豊かな子どもを育て

る運動」を展開し、子どもや子育て家庭に対する支援活動の充実を図っていかなければなりません。



1 基本的人権の尊重

民生委員・児童委員は、その活動に当たって、民生委員法第12条にあるように、個人の人格を尊重した活動をすすめることはもとより、日本国憲法に保障された基本的人権に関する正しい理解と認識にもとづき、いかなる差別的又は優先的な取扱いをもすることなく活動をすすめていくことが基本です。

2 住民の福祉需要の把握

○ 地域住民の生活の変化、多様化する福祉需要の変化を的確に把握することが重要です。

3 自らの活動の点検・評価

常に地域の福祉課題をとらえ、

自らの活動を活動記録などにより
点検・評価し、目的意識を持って
活動することが重要です。

4 地域を基盤とした活動の展開

地域における見守り活動を充実
させ、相談などを通じ、高齢者や
障害者等に対する日常的・継続的
な支援体制を強化するとともに、
地域住民やボランティアグループ
等と協働した活動を展開すること
が重要です。

5 先駆的・先見的活動の展開

民生委員制度が創設されて以来、
民生委員・児童委員は常に地域の

実態を明らかにし、新たな福祉課
題を提起してきました。この伝統
を受け継ぎ、常に新しい課題を発
見しながら活動に取り組み先駆的
・先見的な姿勢が重要です。

6 関係機関・施設・団体との連携・協働活動の推進

地域社会の中には、社会福祉に
関連する各種の機関・施設・団体
があり、日々さまざまな活動を行
っています。これらの団体などと
民生委員・児童委員や民児協が連
携・協働することによって、より
厚みのある民生委員・児童委員活
動を推進することが重要です。

民生委員・児童委員は、その
職務を遂行するに当たっては、
個人の人格を尊重し、その身上
に関する秘密を守らなければな
りません。（民生委員法第12条）

人種、信条、性別、社会的身
分又は門地によって差別的又は
優先的な取扱いをしてはならな
いことは、民生委員・児童委員
活動の基本です。（民生委員法第
15条）

1 自主性

民生委員・児童委員は、その
職務上の地位を政党または政治
的目的のために利用してはなり
ません。（民生委員法第16条）

民生委員・児童委員の原則

1 民生委員・児童委員の基本姿勢

- 1 社会奉仕の精神
- 2 基本的人権の尊重
- 3 政党・政治的目的への地位利用の

禁止

民生委員・児童委員は、社会
奉仕の精神をもって、社会福祉
の増進に努めます。（民生委員法
第1条）

2 民生委員・児童委員の三つの基本的性格

- 1 自主性
- 2 奉仕性
- 3 地域性

民生委員・児童委員は、常に
住民の立場に立ち、地域のボラ
ンティアとして自発的・主体的
な活動を行います。（自主性）

3 民生委員・児童委員活動の三つの原則

- 1 住民性の原則
- 2 継続性の原則
- 3 包括・総合性の原則

民生委員・児童委員は、誠意
をもち地域住民との連帯感をも
って、常に謙虚に無報酬で活動
を行うとともに、関係行政機関
の業務に協力します。（奉仕性）
民生委員・児童委員は、一定
の地域社会（担当区域）を基盤
として、適切な活動を行います。
（地域性）

自らも地域住民の一員である
民生委員・児童委員は、住民に
最も身近なところで、住民の立
場に立った活動を行います。（住
民性の原則）
福祉問題の解決には、時間を
かけて環境や条件整備を行うこ
とが必要です。また、在任中は
もちろん、民生委員・児童委員
の交替が行われた場合でも、そ

の活動は必ず引き継ぎ、常に継続した対応を行います。（継続性の原則）

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくためには、その問題について、一面的にはなく、包括的、総合的な視点に立った活動を行います。（包括・総合性の原則）

4 民生委員・児童委員活動の七つのはたらき

- 1 社会調査のはたらき
- 2 相談のはたらき
- 3 情報提供のはたらき
- 4 連絡通報のはたらき
- 5 調整のはたらき
- 6 生活支援のはたらき
- 7 意見具申のはたらき

民生委員・児童委員は、担当区域内の住民の実態や福祉需要を日常的に把握するアンテナの役割（社会調査のはたらき）があります。また、地域住民のか

かえる問題について、相手の立場に立った親身な対応（相談のはたらき）を行います。

社会福祉の制度やサービスは、今日、ますます充実・拡大しています。これらの内容や情報を住民に的確に提供し（情報提供のはたらき）、住民がその福祉需要に応じた福祉サービスを得られるよう関係行政機関・施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をとめます（連絡通報のはたらき）。

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるよう調整したり（調整のはたらき）、住民の求める生活支援活動を自ら行い、また支援体制をつくっていきます（生活支援のはたらき）。

民生委員・児童委員は、活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協を通して関係機関などに意見を提起します（意見具申のはたらき）。

民生委員・児童委員活動の重点

1 個別援助活動の強化

- 1 相談・支援活動の強化
- 2 各種サービスの周知と利用の促進
- 3 福祉票の点検と活用

個々の住民や世帯に対して支援を行う個別援助活動は、地域住民の身近な相談・支援者としての民生委員・児童委員活動の基本と言えます。各種の調査活動による福祉需要の把握、福祉票の改善・整備等、各地域で取り組みがなされてきました。

○ 今後は、これまでの相談・支援活動を一層強化するとともに、さまざまな福祉施策やサービスの内容を的確に把握・周知し、必要なサービスが利用されるようにしていくことが重要です。災害時などにおける迅速な対応を行うためにも、常に担当区

2 在宅支援をすすめるネットワークづくり（見守りと支援のための連携体制）

- 1 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
- 2 福祉・保健・医療・教育等の関係機関との連携

民生委員・児童委員は、ボランティアの発掘をすすめるとともに、地域住民などの参加を得て、要援護者（世帯）を日常的に見守り、支援するネットワーク活動を活発に展開し、成果をあげてきました。支援内容が多分野にわたって、福祉、保健、医療、

城内の実態把握に努め、福祉票を点検し、その活用を図っていくことが必要です。

教育等さまざまな関係機関との連携・協力が必要となっております。今後は、今まで以上に、地域住民やボランティア等の参加を得、身近な地域を基盤とした要援護者を囲むネットワークづくりを強化するとともに、専門機関をはじめ関係機関等との連携をすすめていくことが必要です。

3 福祉のまちづくり

- 1 福祉環境整備への協力、防災計画への協力
- 2 地域住民の福祉への理解と参加の促進
- 3 共に支え合う地域社会づくり

暮らしやすい福祉のまちづくりにむけて、公共的な建築物や移動に関わる環境を点検し、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすいものへと改善していく点検活動に取り組んだり、必要に応じて環境改善に協力していくことが必要です。

阪神・淡路大震災での教訓をもとに、各都道府県・市区町村段階において策定される防災計画や地域の防災体制に積極的に協力し、災害時における安否確認や生活支援を社会福祉協議会などの連携のもとに実施していくことが必要です。

社会福祉協議会や福祉施設・団体等と協力し、地域住民のボランティア活動等福祉活動への参加を積極的に促進していきま。その際、住民自らが地域の福祉課題を共有し、その解決にむけた活動に取り組んでいけるよう働きかけていくことが必要です。

支援を必要とする人びとを共に支え、助け合っていく地域社会づくりをすすめていくことが重要です。

4 子育て環境の整備、児童委員活動の推進

- 1 安心して子どもを育てる環境の整備促進と支援

2 児童委員活動の強化

地域の子どもや家庭をめぐる状況についての把握（需要調査）から、問題点を明らかにし、解決のための方向性について検討し、その上で、関係機関・団体等と話し合い、役割分担を行いながら、相談・支援体制をつくっていきます。

子どもが地域の中で健やかに育っていくよう環境の整備促進に努めます。特に行事等を通じて、地域の人びととふれあう機会がもてるよう日常的かつ計画的に活動を行い、子育ての不安・悩み等に関して、気軽に相談を受けられる関係を築いていくことが重要です。

児童問題が複雑・多様化する中で、区域担当の児童委員と主任児童委員は、密接に連携し、相談・支援を行っていくことが重要です。

今まで以上に関係機関（児童相談所や福祉事務所、児童福祉施設、学校、保健・医療等の専

門機関等）との連携が重要となつてきます。特に主任児童委員は、関係機関などと常日頃より、情報交換や話し合いをもち、問題解決が速やかに、また継続的に行われていくような土壌づくりに努めます。

○ これらは「心豊かな子どもを育てる運動」の一環として、計画的にすすめて、常に点検・評価を行うことが必要です。

5 協働活動の積極的展開

- 1 地域の関係機関・団体等との協働活動の強化
- 2 社会福祉協議会との協働活動の強化

○ 民生委員・児童委員は、多様化している福祉問題に対応するために、民児協を基盤に、市区町村や福祉事務所、児童相談所、学校、保健・医療等の諸機関や社会福祉施設、在宅介護支援センターなどの各種支援センター、

ボランティアグループ、自治会等と連携した活動を積極的に展開することが必要です。

各民児協は市区町村社会福祉協議会と連携し、身近な地域を基盤としたネットワークづくりや福祉のまちづくりなど具体的な事業・活動をすすめていくことが大切です。

6 民児協の機能強化

1 各段階の民児協の機能強化

2 研修の強化

○ 民生委員・児童委員活動を活性化し、求められる課題に的確に対応していくためには、民生委員・児童委員個々人の積極的な活動とともに、各民児協における組織的・計画的な活動展開が必要です。また、民児協の活動の展開にあたっては、自らの活動の実績を把握し、評価し、今後の活動についての検討を行い、機能強化を図っていくことが必

要です。

研修については、まず、計画的・段階的に実施することと、事例に即した実践に役立つ内容とすることが重要です。また、研修の中で、基本的な権利に関する正しい理解と認識の徹底を図ることが重要です。

〔単位民児協〕

具体的な問題や活動事例を持ち寄り、その対応を検討するなど、定例会の充実と活性化を図ります。

地域に即した活動方針のとりまとめや民児協の運営にあたっては、民生委員・児童委員全体の合意形成に努めます。

総務が中心となって、リーダーとなる人材の育成と民生委員・児童委員個々人に対する指導・研修に力点を置いていきます。

〔市区民児協〕

調整機能を発揮し、関係機関

・施設・団体との連携を充実・強化します。市区内の単位民児協

の総務間の連携を深めるとともに、各単位民児協の実績をふまえ、その育成の強化に努めます。

〔都道府県・指定都市民児協〕

○ 各市区町村及び県内の実績と活動強化方をふまえ、県段階における民生委員・児童委員活動の重点目標を設定し、その計画的推進及び点検を行います。

市区町村民児協の実績をふまえ、その育成強化に努めます。

〔全民児連〕

全国の活動状況を的確に把握するとともに、活動強化方策の実践、点検をすすめ、時代にふさわしい民生委員・児童委員活動のあり方を検討していきます。

また、民生委員・児童委員活動の広報の強化を行います。

(平成9年4月21日策定)